

資料編

1. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
(平成30年度)	
平成30年12月13日	第1回鳴門市児童福祉審議会 ・第2期計画策定に係るニーズ調査について
平成31年1月7日 ～1月21日	第2期計画策定に係るニーズ調査実施
平成31年3月28日	第2回鳴門市児童福祉審議会 ・第2期計画策定に係るニーズ調査結果について ・第2期計画について
(令和元年度)	
令和元年8月1日	第1回鳴門市児童福祉審議会 鳴門市児童福祉審議会へ諮問 ・アンケート調査結果の概要について ・第1期計画の施策・事業等に係る実績等について ・第2期計画の構成について ・計画策定スケジュールについて
令和元年10月31日	第2回鳴門市児童福祉審議会 ・第2期計画(素案)について
令和元年11月21日	第3回鳴門市児童福祉審議会 ・第2期計画(素案)について ・パブリックコメント実施手続について
令和元年12月24日 ～令和2年1月28日	パブリックコメント実施
令和2年2月6日	第4回鳴門市児童福祉審議会 ・パブリックコメント実施結果について ・第2期計画(案)について
令和2年2月20日	鳴門市児童福祉審議会から答申



2. 鳴門市児童福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(ワーキンググループの設置及び会議)

第6条 審議会の検討事項をより実務的に審議するため、審議会のもとに鳴門市児童福祉ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

2 ワーキンググループは、座長と班員をもって組織する。

3 座長は、子どもいきいき課長をもって充てる。

4 班員は、庁内関係課の職員及び座長が指名するものとする。

5 ワーキンググループの会議は、座長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 審議会及びワーキンググループの庶務は、幼保連携推進室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。



3. 鳴門市児童福祉審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出区分	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	鳴門教育大学大学院教授 (幼児心理学)	浜崎 隆司	会長
	鳴門教育大学大学院教授 (幼児教育学)	湯地 宏樹	
	鳴門市医師会 理事 (田口小児科クリニック理事長)	田口 義行	副会長
関係団体の 代表者	鳴門市民生委員児童委員協議会 代表	乾 肇 (小倉 眞穂)	
	鳴門市民生委員児童委員協議会 児童委員活動推進部会 代表	西川 寛	
	社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会長	多智花 亨	
	鳴門市自治振興連合会 福祉部会長	藤村 松男	
	特定非営利活動法人 子育て応援団レインボー理事長	前田 晴美 (山口 壽子)	
	鳴門市幼稚園長会長	樽 理恵	
	鳴門市児童クラブ連絡協議会長	小林 律子	
	鳴門市保育協議会 代表	葉田 貴明	
	鳴門市幼小中PTA連合会長	楠 秀之 (川上 貴也)	
	鳴門市幼小中PTA連合会 幼稚園部会長	板東 美佐子 (佐藤 誠二)	
鳴門市保育所保護者会連合会長	佐々木 宏樹		
関係行政 機関の職員	徳島県中央こども女性相談センター 副所長	三宅 旨抗	
市民公募		西上 知子	
		吉田 朝美	

() 内は所属団体の役員改選等により交代した前任者



4. 用語の説明

英数

1号認定の児童(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の規定によるもの)

満3歳以上の、就学前の子ども(下記の2号認定の児童を除く)。

〔主な利用先〕幼稚園、認定こども園(幼稚園機能部分)

2号認定の児童(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の規定によるもの)

満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。

〔主な利用先〕保育所、認定こども園(保育所機能部分)

3号認定の児童(子ども・子育て支援法第19条第1項第3号の規定によるもの)

満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。

〔主な利用先〕保育所、認定こども園(保育所機能部分)

あ行

医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がいがある子ども、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいがある子どものこと。

か行

コーホート変化率法

同年または同期間(コーホート)の過去の実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

子どものまちづくり推進協議会(鳴門市子どものまちづくり推進協議会)

「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、子どもが主役のまちづくりを推進する、子ども関係のグループ・団体や関係機関で構成されるネットワークグループのこと。「子どものまちフェスティバル」や指導者養成講座の開催などの活動を行っている。

さ行

児童館

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の1つで、児童に健全な遊び場を提供し、遊びを通じて健康の増進や情操を豊かにすることを目的としている施設のこと。本市では「市場・川崎児童館」が堀江南地区に設置されている。



小1の壁

主に保育所や認定こども園を利用していた家庭において、子どもの小学校入学を機に、仕事と育児の両立が難しくなる社会的問題のこと。学童保育（放課後児童クラブ）の預かり時間が各保育施設よりも短いことや、職場の短時間勤務制度が適用されなくなる場合が多いこと、親の参加するべき学校行事が平日に増加することなどがある。

た行

地域型保育事業

市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけられた事業のことで、主に保育を必要とする満3歳未満の子どもを対象としたもの。次の4つの事業類型がある。

◆小規模保育事業

保育を行うための施設で、保育を行う事業（定員6～19人に限る）。

◆家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅や保育を必要とする子どもの居宅以外の場所で、保育を行う事業（定員5人以下に限る）。

◆居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、家庭的保育者によって保育を行う事業。

◆事業所内保育事業

事業主が雇用した者の子どものために設置または委託した施設で、子どもの保育を行う事業。

な行

ネウボラ(鳴門市版ネウボラ)

「ネウボラ」とは、フィンランドにおける母子支援施設及び支援制度のこと。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供を目的に、妊産婦等からの相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定を行う機関。本市ではこれに倣い、子育て世代包括支援センターを「鳴門市版ネウボラ」とし、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児などに関する総合的な支援を提供する「ワンストップ拠点」として、平成27年10月に開設した。

は行

パブリックコメント(パブリックコメント手続)

市が政策等を決定しようとする過程において、その政策の趣旨や内容を「素案」として広く公表し、市民等からいただいた意見や提案などを考慮した上で政策を決定するという一連の手続きのこと。「市民意見公募手続」「市民意見提出手続」などと訳される。

保育・幼児教育アドバイザー

徳島県から委嘱された、幼児教育や保育について専門的な知見や豊富な実践経験を有する者のこと。担当区域の就学前教育・保育施設を訪問し、教育・保育内容や指導方法、指導環境の改善について助言・指導を行う。



母子保健コーディネーター

鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）に配置されている、保健師や助産師などの専門職員のこと。妊娠期から個別のきめ細かな相談支援を実施しており、利用者の要望に応じて関係機関との連絡・調整等を行う。

ま行

民生委員児童委員、主任児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者のこと。

「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者のこと。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

「民生委員」は「児童委員」を兼ねているため、まとめて「民生委員児童委員」という。

や行

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

平成 29 年改訂の、「幼稚園教育要領」（文部科学省）、「保育所保育指針」（厚生労働省）、「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」（内閣府）に共通して示されている、育ってほしい子どもの姿のこと。幼児が幼児期の終わりまでに「実現していくことが望まれる」として、次のように 10 の項目に整理されている。

(1)健康な心と体 (2)自立心 (3)協同性 (4)道徳性・規範意識の芽生え (5)社会生活との関わり (6)思考力の芽生え (7)自然との関わり・生命尊重 (8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 (9)言葉による伝え合い (10)豊かな感性と表現

また、これら 10 の姿はあくまでも「方向性」であり、到達目標や育つべき能力ではない。

要保護児童対策地域協議会

虐待や非行など、様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的とし、児童福祉法に基づいて設置された協議会のこと。児童相談所や福祉事務所、学校・教育委員会・警察など地域の関係機関によって構成されており、支援を必要とする子どもの適切な保護を図るために必要な情報の共有を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う。

わ行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人ひとりが「仕事」と、結婚や育児等の家族形成のほか、趣味や休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。



量の見込みと提供体制における表の単位表記について (第 5 章に記載)

◆ 人

実人数 (実際にそこにおいて、動いていた人の数) のこと。同一人物について、重複カウントをしない。

◆ 人日/年 (組回/月)

延べ人数 (ある 1 つの物事を成し遂げる際に動員した、人や組の数) のこと。「/年」では年間の、「/月」では月間における数を表す。同一人物について、重複カウントをする場合がある。

【例】ある事業に「Aさん、Bさん、Cさん」がそれぞれ 5 日ずつ参加した場合。

⇒参加人数は、「実人数では 3 人」「延べ人数では 15 人」となる。

⇒この場合、本計画へは「3 人」「15 人日」と表記される。



第2期
鳴門市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 発行

発行／鳴門市

<http://www.city.naruto.tokushima.jp/>

編集／鳴門市 健康福祉部 福祉事務所 幼保連携推進室

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

TEL : 088-684-1563 FAX : 088-684-1337



子どもたちの未来のために



鳴門市